

## 18 交通・移動等の支援

## (1) 旅客運賃割引制度

## ◆第一種の身体障害者手帳 又は 第一種の療育手帳 を所持する人

〔 ※第一種身体障害者は、身体障害者障害程度等級表の太字実線の範囲内の人  
 ※第一種知的障害者は、療育手帳に記載された障害の程度が重度 (A・A) の人 〕

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
J R	普通乗車券	介護者とも5割引	100kmを超える場合のみ5割引	介護者とも5割引	100kmを超える場合のみ5割引	JRみどりの窓口又はみどりの券売機プラスで手帳を提示し、割引乗車券を購入
	回数券	〃	—	〃	—	
	普通急行券	〃	—	〃	—	
	定期乗車券	〃	—	介護者のみ5割引	—	

※障害者及び介護者が12歳以上の場合、自動券売機で小児片道乗車券を購入し乗車することができます。

この場合は、改札時に係員が手帳を確認させていただきます。

※障害者が6歳未満の場合は、介護者が5割引、本人は無料になります。

交通機関	乗車券等の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
国内航空		詳細については、ご利用の航空会社に問い合わせてください。				航空券購入時、販売窓口等に手帳を提示
バス	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時及び降車時に手帳を提示(普通乗車券は降車時のみ)
	定期乗車券	— (※)	3割引	— (※)	—	
	割引PASPY (こども用はこども割引PASPY)	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	
広島電車	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者2人まで無賃)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	バスの場合と同じ
	定期乗車券 (1ヶ月)	本人のみ普通旅客運賃の60倍から5割引 (介護者2人まで無賃)	普通旅客運賃の60倍から5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	
	割引PASPY	本人のみ5割引 (介護者2人まで無賃)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	—	手帳を携帯、係員の請求があったら提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	—	
	割引PASPY (こども用はこども割引PASPY)	〃	〃	〃	—	
県内の旅客船	2等旅客券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗船券等購入時に、手帳を提示する。 ※詳細については、ご利用の旅客船運航会社に問い合わせてください。
	急行便に係る急行券	〃	〃	〃	〃	
	回数券	〃	—	介護者のみ5割引	—	
	定期券	介護者とも3割引	—	介護者のみ3割引	—	
県内タクシー	運賃	1割引				手帳を提示

## ◆第二種の身体障害者手帳 又は 第二種の療育手帳 を所持する人

〔 ※第二種身体障害者は、身体障害者障害程度等級表の太字実線の範囲外の人  
 ※第二種知的障害者は、療育手帳に記載された障害の程度が中・軽度 (B・B) の人 〕

交通機関	乗車券等の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
JR	普通乗車券	—	100kmを超える場合のみ5割引	—	100kmを超える場合のみ5割引	JRみどりの窓口又はみどりの券売機プラスで手帳を提示し、割引乗車券を購入
	回数券	—	—	—	—	
	普通急行券	—	—	—	—	
	定期乗車券	—	—	介護者のみ5割引	—	
国内航	内空	詳細については、ご利用の航空会社に問い合わせてください。				航空券購入時、販売窓口等に手帳を提示
バス	普通乗車券	—	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時及び降車時に手帳を提示(普通乗車券は降車時のみ)
	定期乗車券	—	3割引	— (※)	—	
	割引PASPY (こども用はこども割引PASPY)	—	5割引	介護者とも5割引	5割引	
広電 島鉄 電	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	バスの場合と同じ
	定期乗車券 (1ヶ月)	本人のみ普通旅客運賃の60倍から5割引 (介護者割引なし)	普通旅客運賃の60倍から5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	
	割引PASPY	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	
アストラム ライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	—	手帳を携帯、係員の請求があったら提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	—	窓口での購入時に手帳を提示、利用時に係員から請求があったら手帳を提示
	割引PASPY (こども用はこども割引PASPY)	〃	〃	〃	—	
県内の 旅客船	2等旅客券	—	片道101km以上を旅行する場合のみ5割引(距離制限なく割引する会社もある)	—	片道101km以上を旅行する場合のみ5割引(距離制限なく割引する会社もある)	乗船券等購入時に、手帳を提示する。 ※詳細については、ご利用の旅客船運航会社に問い合わせてください。
	急行便に係る急行券	—	—	—	—	
	定期券	—	—	介護者のみ3割引	—	
県内 タクシー	運賃	1割引				手帳を提示

## ◆1級の精神障害者保健福祉手帳を所持する人

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
国航 内空	詳細については、ご利用の航空会社に問い合わせてください。					航空券購入時、販売窓口等に手帳を提示
バス	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時及び降車時に手帳を提示(普通乗車券は降車時のみ)
	定期乗車券	—(※)	3割引	—(※)	—	
	割引PASPY (こども用はこども割引PASPY)	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	割引PASPY購入時に手帳を提示し、降車時に手帳を提示
広電 島鉄電	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者2人まで無賃)	5割引	介護者のみ 2人まで無賃	—	バスの場合と同じ
	定期乗車券 (1ヶ月)	本人のみ普通旅客 運賃の60倍から 5割引 (介護者2人まで無賃)	普通旅客運賃 の60倍から 5割引	介護者のみ 2人まで無賃	—	定期乗車券又は割引PASPY購入時に手帳を呈示し、降車時に手帳を呈示(但し、本人のみの場合、降車時の呈示は係員から請求があった時のみ)
	割引PASPY	本人のみ5割引 (介護者2人まで無賃)	5割引	介護者のみ 2人まで無賃	—	
アストラム ライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	—	手帳を携帯、係員の請求があったら提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	—	窓口での購入時に手帳を提示、利用時に係員から請求があったら手帳を提示
	割引PASPY (こども用はこども割引PASPY)	〃	〃	〃	—	
県内の 旅客船	2等旅客券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗船券等購入時に、手帳を提示する。 ※詳細については、ご利用の旅客船運航会社に問い合わせてください。
	急行便に係る急行券	〃	〃	〃	〃	
	座席指定料金	〃	—	〃	—	
	回数券	〃	—	介護者のみ5割引	—	
	定期券	介護者とも3割引	—	介護者のみ3割引	—	

## ◆2・3級の精神障害者保健福祉手帳 を所持する人

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
国 航 内 空		詳細については、ご利用の航空会社に問い合わせてください。				航空券購入時、販売窓口等に手帳を提示
バ ス	普通乗車券	—	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時及び降車時に手帳を提示（普通乗車券は降車時のみ）
	定期乗車券	—	3割引	—（※）	—	
	割引PASPY （こども用はこども割引PASPY）	—	5割引	介護者とも5割引	5割引	割引PASPY購入時に手帳を提示し、降車時に手帳を提示
広 電 電 島 鉄 車	普通乗車券	本人のみ5割引 （介護者割引なし）	5割引	介護者のみ 2人まで無賃	—	バスの場合と同じ
	定期乗車券 （1ヶ月）	本人のみ普通旅客 運賃の60倍から 5割引 （介護者割引なし）	普通旅客運賃 の60倍から 5割引	介護者のみ 2人まで無賃	—	定期乗車券又は割引PASPY購入時に手帳を提示し、降車時に手帳を提示（但し、本人のみ障害者が12歳以上の場合、降車時の提示は係員から請求があった時のみ）
	割引PASPY	本人のみ5割引 （介護者割引なし）	5割引	介護者のみ 2人まで無賃	—	
ア ス ト ラ ム ラ イ ン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	—	手帳を携帯、係員の請求があったら提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	—	
	割引PASPY （こども用はこども割引PASPY）	〃	〃	〃	—	窓口での購入時に手帳を提示、利用時に係員から請求があったら手帳を提示
県 内 の 旅 客 船	2等旅客券	—	片道101km以上を旅行する場合のみ5割引（距離制限なく割引する会社もある）	—	片道101km以上を旅行する場合のみ5割引（距離制限なく割引する会社もある）	乗船券等購入時に、手帳を提示する。 ※詳細については、ご利用の旅客船運航会社に問い合わせてください。
	急行便に係る急行券	—		—		
	定期券	—	—	介護者のみ3割引	—	

※介護者同伴、本人のみの欄に一が引いてあるものは、割引の適用がありません。

ただし、「—（※）」については、割引を適用している場合がありますので、詳細についてはご利用会社へお問い合わせください。

※バス・旅客船・タクシー等の割引運賃の適用について、他県においては別の手続が必要な場合もありますので、注意してください。

なお、割引の対象となる障害のある人が、他の手帳を所持していても重複して運賃割引は適用されません。

※料金の端数処理（10円未満の切上げ、切下げ）については、交通機関によって処理方法が異なります。

※一部、割引を導入されていないバス事業者もありますので、詳しくは関係交通機関へお問い合わせ下さい。

※バスご利用時は、降車時に手帳の提示をお願いいたします。

※株式会社ミライロが提供するスマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」のご利用については、各事業者へお問い合わせください。

※割引PASPY

- ・ICカード読取部にタッチすると、普通運賃の半額を引き去ります。
- ・有効期限は、発行日から2年間です。期限が切れましたらご利用できなくなりますので、カードを発行した交通事業者の取扱窓口で、事前に更新手続きをしてください。

※こども割引PASPY

- ・ICカード読取部にタッチすると、小児運賃の半額を引き去ります。（広電電車及びアストラムラインをご利用の場合は小児運賃を引き去ります。）
- ・有効期限は、12歳になった年度の3月31日までです。（4月1日生まれの場合は、11歳の誕生日後の3月31日まで）

## (2) 有料道路通行料の割引制度

この割引制度は、通勤、通学、通院等の日常生活活動において、自家用車で有料道路をご利用される障害者のお客さまに対して、自立と社会経済活動への参加を支援するために設けられています。

施策の種類	内 容	金 額	問合せ先
有料道路通行料金の割引	<p><b>【対象者の範囲】</b> 「身体障害者の方が自ら運転する場合」または「重度の身体障害者の方もしくは重度の知的障害者の方が同乗し、障害者ご本人以外の方が運転する場合」に割引の対象となります。 ※重度の障がいの範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲です。</p> <p><b>【対象自動車の範囲】</b> 本人又は本人の親族等、もしくは継続して日常的に介護を行っている者が所有する、一定の条件を満たした乗用タイプの自動車等（営業車は除く）もしくは、タクシーや福祉有償運送、レンタカー、知人の自家用車等での利用であっても、料金所で障害者割引登録済みであることを示すシールが貼付された障害者手帳等を提示し、料金所係員が要件等の確認を行うことで、割引が適用されることとなります。</p> <p><b>【利用手続き】</b> 障害者割引を受けるためには、手帳を管理している市区町の福祉担当窓口にて必要事項を記入した申請書を提出し事前に登録をする。もしくは、有料道路事業者へオンラインシステムで申請をして、送付されてきたシールを手帳の所定の箇所に貼り付ける。 特例措置とし郵送も可としております。 障害者割引には有効期限があります。継続して利用する場合は更新手続きが必要です。</p> <p>※事前に登録手続きされた身体障害者手帳または療育手帳を必ず携行してください。 ETCレーンがご利用できない場合も、手帳の呈示がなければ障害者割引は適用されません。 詳しくはこちら⇒西日本高速道路(株) 電話：082-831-4111 <a href="https://www.w-nexco.co.jp/etc/handicapped/">https://www.w-nexco.co.jp/etc/handicapped/</a></p>	5割引 割引後の10円未満の端数は切上げ。ただし、計算単位が50円の有料道路については、50円未満の端数は切上げ	各市町及び各支所  各市町連絡先についてはP15をご参照ください。

## (3) 道路の交通の規制に関する適用除外など

施策の種類	内 容	金 額	問合せ・申込先																				
<p>身体障害者等に対する自動車保管場所の証明手数料、自動車保管場所標章交付手数料及び自動車保管場所標章再交付手数料の免除            (自動車保管場所証明書再交付申請の手数料は、上記申請に準じて免除されません。)</p>	<p>次の障害に該当する人が保有する自動車の申請をする場合に、免除を受けることができます。</p> <p>○身体障害者手帳所持者</p> <table border="1" data-bbox="424 450 1034 869"> <thead> <tr> <th>障害の区分</th> <th>障害の級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1級～3級、4級の1</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2級、3級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>上肢不自由</td> <td>1級、2級の1、2級の2</td> </tr> <tr> <td>下肢不自由</td> <td>1級～6級</td> </tr> <tr> <td>体幹不自由</td> <td>1級～3級、5級</td> </tr> <tr> <td>心臓機能障害</td> <td>1級、3級</td> </tr> <tr> <td>じん臓機能障害</td> <td>1級、3級</td> </tr> <tr> <td>呼吸器機能障害</td> <td>1級、3級</td> </tr> </tbody> </table> <p>○療育手帳所持者            重度障害 (㉔又はA)</p> <p>※ 上記の障害に該当する人と生計を同一にする人が保有し、専らその障害に該当する人の通学、通院又は生業のために利用する自動車の申請をする場合に、免除を受けることができます。</p> <p>※ 自動車保管場所証明の申請を電子申請で行う場合は、手数料は免除されません。            手数料免除を希望される方は、警察署で書面による申請をしてください。</p>	障害の区分	障害の級別	視覚障害	1級～3級、4級の1	聴覚障害	2級、3級	平衡機能障害	3級	上肢不自由	1級、2級の1、2級の2	下肢不自由	1級～6級	体幹不自由	1級～3級、5級	心臓機能障害	1級、3級	じん臓機能障害	1級、3級	呼吸器機能障害	1級、3級	全額免除	自動車保管場所の位置を管轄する警察署
障害の区分	障害の級別																						
視覚障害	1級～3級、4級の1																						
聴覚障害	2級、3級																						
平衡機能障害	3級																						
上肢不自由	1級、2級の1、2級の2																						
下肢不自由	1級～6級																						
体幹不自由	1級～3級、5級																						
心臓機能障害	1級、3級																						
じん臓機能障害	1級、3級																						
呼吸器機能障害	1級、3級																						

施策の種類	内 容	問合せ先																																																
道路の交通の規制に関する適用除外	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、次の障害を有し、かつ、歩行困難な人等が、現に使用中の車両で、公安委員会の交付する駐車禁止除外指定車標章を掲示している場合は、公安委員会による指定駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制対象から除きます。	住所地を管轄する警察署																																																
	○身体障害者手帳所持者																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">障害の区分</th> <th>障害の級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">視覚障害</td> <td>1級～3級、4級の1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">聴覚障害</td> <td>2級、3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平衡機能障害</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上肢不自由</td> <td>1級、2級の1、2級の2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下肢不自由</td> <td>1級～4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">体幹不自由</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td> <td>上肢機能</td> <td>1級、2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1級～4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">心臓機能障害</td> <td>1級、3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">じん臓機能障害</td> <td>1級、3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">呼吸器機能障害</td> <td>1級、3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ぼうこう又は直腸の機能障害</td> <td>1級、3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小腸機能障害</td> <td>1級、3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">肝臓機能障害</td> <td>1級～3級</td> </tr> </tbody> </table>		障害の区分		障害の級別	視覚障害		1級～3級、4級の1	聴覚障害		2級、3級	平衡機能障害		3級	上肢不自由		1級、2級の1、2級の2	下肢不自由		1級～4級	体幹不自由		1級～3級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)	移動機能	1級～4級	心臓機能障害		1級、3級	じん臓機能障害		1級、3級	呼吸器機能障害		1級、3級	ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級	小腸機能障害		1級、3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級	肝臓機能障害		1級～3級	
	障害の区分		障害の級別																																															
	視覚障害		1級～3級、4級の1																																															
	聴覚障害		2級、3級																																															
	平衡機能障害		3級																																															
	上肢不自由		1級、2級の1、2級の2																																															
	下肢不自由		1級～4級																																															
	体幹不自由		1級～3級																																															
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		上肢機能	1級、2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)																																														
			移動機能	1級～4級																																														
	心臓機能障害		1級、3級																																															
	じん臓機能障害		1級、3級																																															
	呼吸器機能障害		1級、3級																																															
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級																																															
	小腸機能障害		1級、3級																																															
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級																																															
	肝臓機能障害		1級～3級																																															
	○療育手帳所持者 重度障害 (A又はA)																																																	
○精神障害者保健福祉手帳所持者 1級																																																		

## (4) 思いやり駐車場利用証交付制度

施策の種類	内 容	問合せ先																																												
思いやり駐車場利用証の交付	<p>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、次の障害を有し、歩行や車の乗降に支障のある人に、思いやり駐車場の利用証を交付します。</p> <p>【交付窓口】 ○広島県地域共生社会推進課及び厚生環境事務所、市町</p> <p>【対象者】 ○身体障害者手帳所持者</p> <table border="1" data-bbox="395 712 1315 1335"> <thead> <tr> <th colspan="2">障害の区分</th> <th>障害の級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">視覚障害</td> <td>1級～4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平衡機能障害</td> <td>3級、5級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上肢不自由</td> <td>1級、2級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下肢不自由</td> <td>1級～6級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">体幹不自由</td> <td>1級～3級、5級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td> <td>上肢機能</td> <td>1級、2級</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1級～6級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">心臓機能障害</td> <td>1級、3級、4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">じん臓機能障害</td> <td>1級、3級、4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">呼吸器機能障害</td> <td>1級、3級、4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ぼうこう又は直腸の機能障害</td> <td>1級、3級、4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小腸機能障害</td> <td>1級、3級、4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td> <td>1級～4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">肝臓機能障害</td> <td>1級～4級</td> </tr> </tbody> </table> <p>○療育手帳所持者 重度障害 (A及びA)</p> <p>○精神障害者保健福祉手帳所持者 1級</p> <p>※対象外の級の方でも、医師の診断書等によって歩行に支障がある等が判断できれば、利用証を交付することができます。</p> <p>【必要書類】 ○各手帳 ※代理人による受取りの場合は、本人の手帳の原本又は写しと、代理人の身分を証明する書類（免許証、健康保険証等）が必要です。 ※返却について 広島県外へ転居される時は、利用証を御返却ください。 また、思いやり駐車場を利用する必要がなくなった場合や身体の状態などが改善されて対象者の範囲に含まれなくなった場合も、利用証を御返却ください。</p>	障害の区分		障害の級別	視覚障害		1級～4級	平衡機能障害		3級、5級	上肢不自由		1級、2級	下肢不自由		1級～6級	体幹不自由		1級～3級、5級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級	移動機能	1級～6級	心臓機能障害		1級、3級、4級	じん臓機能障害		1級、3級、4級	呼吸器機能障害		1級、3級、4級	ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級、4級	小腸機能障害		1級、3級、4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～4級	肝臓機能障害		1級～4級	<p>県健康福祉局地域共生社会推進課 電話 082-513-3144</p> <p>[思いやり駐車場利用証]</p> 
障害の区分		障害の級別																																												
視覚障害		1級～4級																																												
平衡機能障害		3級、5級																																												
上肢不自由		1級、2級																																												
下肢不自由		1級～6級																																												
体幹不自由		1級～3級、5級																																												
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級																																												
	移動機能	1級～6級																																												
心臓機能障害		1級、3級、4級																																												
じん臓機能障害		1級、3級、4級																																												
呼吸器機能障害		1級、3級、4級																																												
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級、4級																																												
小腸機能障害		1級、3級、4級																																												
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～4級																																												
肝臓機能障害		1級～4級																																												

## (5) その他の割引制度

福祉制度	内 容	金 額	問合せ・申込先
NHK放送 受信料の減免	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する人がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合。 ※市町村民税非課税世帯は、市町村が認定	全額免除	NHK 広島放送局
	身体障害者手帳を所持する視覚、聴覚障害者又は重度の身体障害者手帳（1・2級）、重度の療育手帳（A及びA）又は重度の精神障害者保健福祉手帳（1級）を所持する人が世帯主で、かつ受信契約をしている世帯。	半額免除	

福祉制度	内 容	金 額	問合せ・申込先
点字郵便物等 の無料扱い	盲人用点字のみ掲げたものを内容とする郵便物及び盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物。「点字用郵便」の文字を表示し、開封して差し出します。 ※盲人用録音物又は点字用紙を内容とする郵便物は指定盲人施設が発受するものに限る。 サイズは長さ60cm。長さ、幅及び高さの合計が90cmで重さは3kgまで（最大）	無料 ただし、特殊取扱とする場合は、その特殊取扱料のみを支払う。	郵便局
点字ゆうパック 運賃の減額	点字のみを掲げたものを内容とし、サイズ(長さ+幅+高さ)が1.7m超えないもので、重さが30kgを超えないゆうパック。（最大） 外装の見やすいところに「点字ゆうパック」の文字を表示する。内容品が容易に認定できるよう、透視できる部分を設ける。	ゆうパックのサイズにより異なります。詳しくはお近くの郵便局へ確認してください。	
聴覚障害者用 ゆうパック 運賃の減額	聴覚障害者用のビデオテープその他の録画物を内容とし、サイズ(長さ+幅+高さ)が1.7m超えないもので、重さが30kgを超えないゆうパック。（最大） 外装の見やすいところに「聴覚障害者用ゆうパック」の文字を表示する。（施設から差し出されるものには施設の名称及び所在地も表示する。） ※聴覚障害者用ゆうパックを発受する施設として指定したのものに限る。	ゆうパックのサイズにより異なります。詳しくはお近くの郵便局へ確認してください。	
心身障害者用 ゆうメール 運賃の減額	身体に重度の障害のある方又は重度の知的障害のある方と図書館との間で図書館の閲覧のために発受するゆうメール。外装の見やすいところに「図書館用ゆうメール」の文字を表示する。（図書館から差し出されるものには図書館の名称及び所在地も表示する。） ※心身障害者用ゆうメールを発受する図書館として指定したのものに限る。	ゆうメール（基本運賃）のおよそ半額の料金（重量によって異なります。）	

福祉制度	内 容	金 額	問合せ・申込先																				
定期刊行物の 低料第三種郵便物認可	心身障害者団体が発行する定期刊行物に対して、低料第三種郵便物の認可条件の特例が設けられています。 ※毎月3回以上発行する新聞紙を内容とするもの ※1回の発行部数が500部以上のもの ※申請の際は下記の提出書類が必要。 ① 会則、規約等当該団体への加入資格又は構成員が明らかになる資料 ② その団体が心身障害者団体であり、該当刊行物が心身障害者の福祉を図ることを目的として発行されていることを証明する資料（厚生労働省、福祉事務所等の公共機関の発行した証明書） ※差出人は発行人に限る。	詳しくはお近くの郵便局へ確認してください。	問合せ・申込先 郵便局																				
青い鳥郵便葉書の無償配付	身体障害者1・2級の交付を受けている人又は療育手帳「A」、又は「1・2度」の交付を受けている人に通常郵便はがきをお一人につき1種類20枚配付しています。 （広島県では療育手帳④・Aの交付を受けている人が対象となります。） 配布できるはがきの種類は通常郵便はがき（無地・インクジェット紙又はくぼみ入り）、通常郵便はがき胡蝶蘭（無地又はインクジェット紙）のいずれか一券種となっています。	無料 申込期日 4月1日 ～5月31日  申込期日については、変更となる場合があります。詳しくはお近くの郵便局へ確認してください。																					
福祉制度	内 容	金 額	問合せ・申込先																				
104 電話番号案内の無料扱い	○身体障害者手帳を所持する人で、次のいずれかの障害がある人。 <table border="1" data-bbox="363 1205 919 1462"> <thead> <tr> <th>障害の区分</th> <th>障害の級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2・3・4・6級</td> </tr> <tr> <td>音声・言語・そしゃく機能障害</td> <td>3・4級</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）</td> <td>1・2級</td> </tr> </tbody> </table> ○療育手帳を所持する人 ○精神障害者保健福祉手帳を所持する人 ○戦傷病者手帳を所持する人で、次のいずれかの障害がある人。 <table border="1" data-bbox="363 1630 919 1861"> <thead> <tr> <th>障害の区分</th> <th>障害の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視力障害</td> <td>特別項症～第6項症</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>特別項症～第6項症</td> </tr> <tr> <td>音声・言語・そしゃく機能障害</td> <td>第1・2・4項症</td> </tr> <tr> <td>上肢障害</td> <td>特別項症～第2項症</td> </tr> </tbody> </table>	障害の区分	障害の級別	視覚障害	1～6級	聴覚障害	2・3・4・6級	音声・言語・そしゃく機能障害	3・4級	肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1・2級	障害の区分	障害の程度	視力障害	特別項症～第6項症	聴覚障害	特別項症～第6項症	音声・言語・そしゃく機能障害	第1・2・4項症	上肢障害	特別項症～第2項症	無料  ※事前登録が必要	NTT 西日本ふれあい案内担当 ☎ 0120-104-174 （受付：午前9時～午後5時） ※土日・祝・年末年始除く  ふれあい案内の利用については、NTT 西日本及びNTTの104をご利用いただける通信業者の回線（携帯電話含む）から、104をダイヤルした場合が対象となります。  聴覚・音声言語・そしゃく機能障害の方はFAX対応があります。 FAX 0120-104-134 ※FAXによる注意事項 お客様のお名前と連絡先 FAX番号を用紙に記載し、送信してください。
障害の区分	障害の級別																						
視覚障害	1～6級																						
聴覚障害	2・3・4・6級																						
音声・言語・そしゃく機能障害	3・4級																						
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1・2級																						
障害の区分	障害の程度																						
視力障害	特別項症～第6項症																						
聴覚障害	特別項症～第6項症																						
音声・言語・そしゃく機能障害	第1・2・4項症																						
上肢障害	特別項症～第2項症																						
携帯電話基本使用料等の割引	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人に対する携帯電話基本使用料等の割引。	詳しくは各携帯電話会社へ確認してください。	各携帯電話会社																				

## (6) 自動車運転免許の取得について

運転免許センターでは、身体に障害のある方が自動車運転免許（以下「運転免許」という。）を取得されるとき、または運転免許を取得されている方が身体に障害を持つようになったときの相談を受け付けています。

知的障害や発達障害がある場合でも、運転免許試験（適性・学科及び技能試験）に合格すれば、運転免許を取得できます。

### ◆身体に障害がある方が運転免許を取得される場合の受験相談

身体に障害がある方が運転免許を取得される場合、または既に運転免許を取得されている方が他の運転免許を取得される場合は、まずは運転免許センターに相談してください。

身体の状態によっては、事前に運動能力の確認が行われる場合や医師の診断書の提出を求められる場合があります。

免許条件の解除（限定解除）を希望する方も事前に運転免許センターに相談してください。

場 所	受 付 日 時 (※)
広島県運転免許センター (広島市佐伯区石内南3丁目1番1号)	月曜日～金曜日 10時30分～11時30分、15時00分～17時00分
東部運転免許センター (福山市瀬戸町山北54番2)	月曜日～金曜日 10時30分～11時30分、15時00分～17時00分
三次試験場	火曜日～木曜日 11時00分～12時00分

※いずれも祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。

(問い合わせ先)

- ・ 広島県運転免許センター 学科試験係  
代表電話 082-228-0110 (内線) 703-252 (警察本部を經由)
- ・ 東部運転免許センター 東部免許第三係  
代表電話 082-228-0110 (内線) 704-272・262 (警察本部を經由)

### ◆既に運転免許を取得されている方で、新たに身体に障害が生じた方の安全運転相談

身体の状態により免許条件の付与、変更などを行う場合がありますので、まずは運転免許センターに相談してください。障害の程度やそのほかの病気の有無によっては、医師の診断書の提出を求められる場合があります。

場 所	受 付 日 時 (※)
広島県運転免許センター (広島市佐伯区石内南3丁目1番1号)	月曜日～金曜日 8時30分～17時00分
東部運転免許センター (福山市瀬戸町山北54番2)	月曜日～金曜日 8時30分～17時00分

※いずれも祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。

(問い合わせ先)

- ・ 安全運転相談専用ダイヤル #8080 (シャープはればれ)
- ・ 広島県運転免許センター 安全運転相談係  
代表電話 082-228-0110 (内線) 703-232・233 (警察本部を經由)
- ・ 東部運転免許センター 東部免許第一係  
代表電話 082-228-0110 (内線) 704-222・223 (警察本部を經由)

## ◆知的障害や発達障害がある方の運転免許取得

知的障害や発達障害がある場合も、運転免許試験（適性・学科及び技能試験）に合格すれば、運転免許を取得できます。（他の病状等により、医師の診断書の提出を求められる場合があります。）

また、ベテランの指導員による対応等の配慮をしている自動車学校もあります。

## ◆一定の病気がある方の運転免許取得

安全な運転に支障を及ぼすおそれのある一定の病気（※）に該当する場合は、医師の診断書により病状を確認する場合があります。

※一定の病気…統合失調症やそううつ病などの精神疾患、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症、重度の眠気症状を呈する睡眠障害、脳卒中や脳腫瘍などの脳の疾患、認知症など

これら一定の病気に該当していても、運転に支障がないと判断される場合には運転は可能です。

運転免許を取得される場合は、まず、上記の広島県運転免許センター又は東部運転免許センターに相談してください。

## ◆運転免許取得に利用できる補助制度について

市町において、障害者の社会参加を支援するための地域生活支援事業（自動車運転免許取得・改造助成）を実施しており、その中に、運転免許を取得するための教習に係る費用及び障害に応じた車両に改造するために費用の一部を助成するメニューがあります。

申請の時期や上限額、必要書類等、詳細については、居住する市町にお問い合わせください。

## — 障害者支援施設あけぼのでの運転免許取得について —

障害者支援施設あけぼのでは、障害福祉サービス（自立訓練（機能訓練））の一つとして、肢体の不自由な方が、施設最寄りの東広島自動車学校において、手動式オートマチック車両を使用した、普通自動車運転免許の取得訓練や運転習熟訓練を受けることができます。

## 【対象】

肢体不自由による身体障害者手帳を持っている方で、広島県警察本部交通部運転免許課で審査を受け、免許を与える場合の条件がアクセル・ブレーキの手動式オートマチック車限定、又はアクセル・ブレーキの左足限定と認められた方

## 【利用に当たって】

障害福祉サービスの利用に当たっては、市町の障害福祉担当課に利用申請を行い、自立訓練（機能訓練）及び施設入所支援の支給決定が必要となりますので、市町の障害福祉担当窓口や相談支援事業所に相談してください。

## 【施設概要】

障害者支援施設 あけぼの

住 所: 〒739-0036 広島県東広島市西条町田口295-3

電話番号: 082-425-1455(代表) ※「あけぼの支援課につないでください」と伝えてください。

H P: <https://www.rehab-hiroshima.org/akebono/>

## ◆自動車学校の対応

身体に障害がある方が自動車学校で教習を受けようとする場合、それぞれの障害に応じた教習車両を用意する必要があります。このため、広島県指定自動車学校協会では、加盟の自動車学校に対し、教習車両の貸出しを行っています。

また、広島県指定自動車学校協会に加盟する自動車学校においても、各学校における建屋のバリアフリー対応や人員配置の状況等により一定の制限はあるものの、補助装置を整備するなど、可能な範囲で身体に障害のある方を受け入れています。

## 【広島県指定自動車学校一覧】

自動車学校名	連絡先	保有する補助装置
中国自動車学校	082-251-8221	回旋装置・特定後写鏡
呉自動車学校	0823-73-3000	
広島県府中自動車学校	0847-41-3065	特定後写鏡
早稲田自動車学園	082-277-9125	
東洋自動車学校	084-922-2895	回旋装置・左アクセルペダル・特定後写鏡
広島県尾道自動車学校	0848-44-1613	回旋装置
ロイヤルドライビングスクール	084-933-4101	特定後写鏡
賀茂自動車学校	082-422-1100	
備南自動車学校	084-933-2752	特定後写鏡
山陽自動車学校	084-941-5060	手動装置・回旋装置・左アクセルペダル・特定後写鏡
竹原自動車学校	0846-22-2218	
可部自動車学校	082-815-5555	回旋装置・特定後写鏡・左アクセルペダル
芦田川自動車学校	084-955-1512	回旋装置
江田島自動車学校	0823-42-1345	
海田自動車学校	082-822-4011	回旋装置・特定後写鏡
広島中央自動車学校	082-232-6416	回旋装置
広島県三次自動車学校	0824-62-3145	回旋装置・特定後写鏡
沼田自動車学校	082-848-2222	回旋装置・左アクセルペダル・特定後写鏡
ロイヤルドライビングスクール広島	082-823-5112	特定後写鏡
テクノ自動車学校	082-854-4000	回旋装置・特定後写鏡
フタバ自動車学校	0824-951-3111	回旋装置・特定後写鏡
カスタムドライビングスクール	084-941-2500	
高陽自動車学校	082-844-7311	
東広島自動車学校	082-425-1110	手動装置・回旋装置・左アクセルペダル
三次インター自動車学校	0824-62-5011	特定後写鏡
道祖園自動車学校	082-429-2500	
廿日市自動車学校	0829-34-4290	回旋装置
三原自動車学校	0848-66-4611	

※ 建物のバリアフリー対応の状況、入校時期、人員配置、障害の種類、程度等により、対応が難しい場合もありますので、必ず入校手続前に各学校に御相談ください。